

あさひフェスタ 2026



協賛募集

尾張旭市のおまつりが集結し、愛知県森林公園にて

新たに「あさひフェスタ」として開催されます！



新しいおまつりをより一層盛り上げるため、みなさまのご支援をお願いします。

申込期間 5/20(水)~7/8(水)

開催日：10/31(土) 10時 - 16時

場所：愛知県森林公園

特別協賛

1口
50,000円

広告協賛

1口
10,000円~

出店協賛

1口
10,000円~

イベント協賛

1口
50,000円~

申込先 尾張旭市商工会

※詳細は裏面をご覧ください

問い合わせ先

尾張旭市商工会事務局(川村) 電話 0561-53-7111

FAX 0561-54-1524

メール kawamura@owariasahi.org

協賛募集内容

種別	協賛方法(金額)	協賛特典
特別協賛	1口 50,000円	ポスター、全戸配布用チラシ及び会場内看板、巡回バス内に掲載
広告協賛	A 1口(約4.4cm×334.8cm) カラー広告 30,000円 B 1口(約2.2cm×334.8cm) カラー広告 20,000円 C 1口(約1.1cm×334.8cm) 協賛者名文字のみ 10,000円	全戸配布用チラシに広告または協賛者名(文字のみ)を掲載
出店協賛	・食の広場 テント1張 キッチンカー1台 商工会・観光協会会員 15,000円 一般 20,000円 ・各団体出店エリア テント1張り 商工会・観光協会会員 10,000円 一般 15,000円 ※ コンセントが必要な場合、1口につき別途1,000円(最大4口(2kw)まで)	食の広場・各団体出店エリア等にてPR・物販 ※ 各団体出店エリア内での車両展示不可
イベント協賛	1口 50,000円(先着5口)	当日商工会実施のもち投げへ参加(1口につき1名) アナウンスにて協賛者名紹介 ステージ上に協賛者名掲載
	1口 150,000円	一部エリア貸出、自主イベント等開催(実施内容要相談)

出店協賛者 小間割会議

日程 7/22(水) 14時~

場所 商工会 講習会室

希望出店場所は会議出席者優先となります。(当日くじ引き)

令和8年度あさひフェスタ出店協賛募集要項

あさひフェスタ事業の一環として、すべての市民が楽しみ、祭りの賑わいを創出することを目的として出店協賛者を募集します。

1 開催日時

令和8年10月31日(土) 午前10時～午後4時

2 出店場所(予定)

- (1) 食の広場(キッチンカーを含む飲食関係)
- (2) 各団体出店エリア(その他の物販)

3 参加申込方法

- (1) 出店希望者は、あさひフェスタ出店協賛申込書(別添1)、あさひフェスタ使用備品等回答書(別添2)に所要事項を記入の上、**7月8日(水)午後5時までに尾張旭市商工会**に申し込むものとする。
- (2) 保健所(食品衛生法)・警察(風営法)等の許可があるものは、事前に許可を受け、尾張旭市商工会へ令和8年9月末日までに許可書等の写しを提出すること。

4 出店協賛金(出店料)

(1) 食の広場

ア テント1張り 商工会・観光協会会員:15,000円 一般:20,000円
イ キッチンカー1台 商工会・観光協会会員:15,000円 一般:20,000円

(2) 各団体出店エリア

テント1張り 商工会・観光協会会員:10,000円 一般:15,000円

※ コンセントが必要な場合、**1口につき別途1,000円**支払い。(最大4口(2kw)まで)

※ **雨天決行。台風等の天災により中止になった場合は、返金しない。**

※ **8月末までに協賛金を支払うこと。**支払いが確認できない場合は、出店取り消し。

〈協賛金振込先〉

三菱UFJ銀行 尾張旭支店 普通預金 0116517

あさひフェスタ実行委員会事務局 尾張旭市商工会 参事 大津 公男

※ 出店協賛者は、小間割会議にて現地支払いも可能。

5 出店者及び小間割の決定

- (1) 小間割会議は、出店希望者参加のもと7月22日(水)に尾張旭市商工会で開催する。
- (2) **出店希望者が多数の場合は、申込先着順**とするため、申込期間内であっても募集を締め切る場合がある。

6 出店に関する備品等の扱い

- (1) テント、長机、椅子(以下、テント等という。)は、キッチンカー以外は主催者が準備する。
なお、キッチンカーについては、出店に係る備品等はすべて出店者が準備する。

- (2) 出店者の責によりテント等を破損等した場合は、出店者がその損害を賠償する。
- (3) 電気は、主催者が準備するが規制の範囲内で使用する(別途コンセント設置費発生)。
ただし、キッチンカーについては、出店者が準備する。
- (4) テント内の手洗い用の水は、出店者が用意するものとする。
- (5) 火気、発電機等を使用する場合は、各種法令に基づき、**消火器の設置及び安全対策について出店者の責任のもと準備すること。**

7 搬入及び搬出

- (1) 出店等参加者の搬入陳列と自己装飾は、**10月31日(土)の午前9時30分までに完了**するものとする(**30日(金)は午後1時から午後5時まで搬入可能**とする予定)。
- (2) 搬出については、**あさひフェスタ終了後(午後4時以降)に行うものとする。**
- (3) 搬入後の出品物の保全に関しては、出店者の責任において管理するものとし、主催者はこれに一切の責任を負わない。

8 禁止事項

次の事項に該当した場合は、直ちに出店を取り消すものとし、協賛金は返金しない。

- (1) 政治的思想と思われるもの及び政治活動並びに宗教活動
- (2) 他人に危害を加える恐れのある玩具等の販売
- (3) 著しい臭気、騒音、振動等を発するもの
- (4) 公序良俗に反するもの
- (5) 強引な販売行為及び勧誘行為
- (6) 出店者及び出店関係者に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者(以下「暴力団関係者」という。)がいると認められるとき。または、関係があると認められたとき。

9 その他

- (1) 出店に伴い使用する車両は、指定された駐車場を使用すること。
- (2) 会場内は搬入に伴う一時的な車両の乗り入れは可能だが、車両の展示等は行うことができない。
- (3) 出店に伴い発生したごみ等は必ず出店者が持ち帰ること。
- (4) 搬入出時等で発生した事故について、当該出店者の責任において解決するものとし、主催者はこれに一切の責任を負わない。
- (5) **食の広場の出店者については、保健所に食品衛生法上の手続きが必要な場合は事前に許可を受けること。あさひフェスタ当日に保健所職員が立ち入り、検査を行うことがある。**
- (6) 本要項に定めない事項に関しては、あさひフェスタ実行委員会事務局にて別に定めることとする。